

令和6年度 定時社員総会参考書類

○ 定時社員総会議事

- (1) 報告第1号 令和5年度 事業報告、
事業報告の附属明細書の報告の件
- (2) 議案第1号 令和5年度 貸借対照表、正味財産増減計算書、貸借対照表及び
正味財産増減計算書の附属明細書、財産目録の承認を求める件
- (3) 報告第2号 令和6年度 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の
見込みの報告の件
- (4) 議案第2号 理事及び監事の選任について決議を求める件

注1：「公益社団法人 日本河川協会 定款」を添付しています。

注2：「社員総会参考書類」は、当協会ホームページ
(<https://www.japanriver.or.jp/>)にも掲載いたします。

注3：「社員総会参考書類」に修正が生じた場合は、当協会のホームページ
に掲載いたします。

(1) 報告第1号 令和5年度 事業報告、 事業報告の附属明細書の報告の件

・令和5年度 事業報告

公益社団法人 日本河川協会

自 令和5年4月 1日

至 令和6年3月 31日

日本河川協会は、公益社団法人として社会に貢献すべく、安全かつ快適で自然豊かな河川を実現するために必要な調査、研究並びに河川整備及び河川関係諸活動への支援等を通じて、河川を取り巻く情報の発信・共有・蓄積に関するさまざまな事業を展開しています。

令和5年度においても、河川に関する調査、啓発活動、人材育成、顕彰活動等の公益事業等を通じて社会貢献に努めました。

令和5年度に実施した事業等は以下のとおりです。

1. 令和5年度 実施事業

1-1 河川に関する新たな知見や情報などの調査・資料収集を行い、広く一般に 成果を公表する事業〔調査事業〕

(1) 「河川文化を語る会」の開催

人と川とのかかわりを「河川文化」として捉え、様々な側面からの知識を習得することや参加者間等の交流を深めることを目的に、「河川文化を語る会」を平成10年から、開催しています。

令和 5 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止に十分留意したうえで、船上講演会「川から見る東京・2023」をはじめ各地で 4 回開催し、令和元年度以前と同様の開催回数に戻すことができました。

開催回	開催日	テーマ	講師	開催地
第 209 回	R5.10.13	船上講演会【川から見る東京・2023】 ・江戸・東京歴史コース ・東京の歴史と未来を探访する 社会基盤コース	松田 芳夫 氏 (公益社団法人日本河川協会 前会長) 細見 寛 氏 (中央大学研究開発機構 客員教授)	東京
第 210 回	R5.11.29	江戸幕府代官頭 ～伊奈備前守忠 次の土木治水と利水～	和泉 清司 氏 (高崎経済大学名誉教授)	埼玉
第 211 回	R5.12.18	砂防の歩みから考えるこれからの 防災	三上 幸三 氏 (一財)砂防・地すべり技術センター 審議役)	大阪
第 212 回	R6. 3.19	地域に根ざした川の研究所 30 年 のあゆみ	宮田 昌和 氏 (豊田市矢作川研究所 所長) 洲崎 燈子 氏 (豊田市矢作川研究所 主任研究員)	名古屋

(2) 地球温暖化適応策に関する調査、資料収集

地球温暖化適応策に関する基礎的な資料を収集しました。また、適応策に関係する日本学術会議の 2 つの分科会活動に参画しました。このうち「気候変動と国土分科会」では、水災害の頻発化・激甚化のみならず、人口減少や高齢化、エネルギーや産業構造の変化など、社会全体が大きく変化する中で水災害適応策を考えていく必要があるとして検討を進めました。その上で、大規模で計画的な土地利用の変更も将来の重要な選択肢となることを想定し、住宅の耐水対策の進展も踏まえつつ、先行して科学技術が取り組むべき具体的な課題についてとりまとめ、「気候変動に伴う水災害の頻発化・激甚化に対応して、今、科学・技術に求められるもの～将来の市街地土地利用のために～」として「見解」を公表しました。

(3) 月刊誌「河川」の発刊

月刊誌「河川」は、河川行政の取り組みや課題、河川に関わる社会的な動向等に関する最新情報を発信するメディアとして昭和 17 年から刊行してきました。これらの記事のストックは、貴重なデータベースとして行政関係者、研究者などに広く活用されています。インターネット経由での電子版（カラーPDF 版）は、全ての会員に公開しています。

令和 5 年度は、10 月号より一部誌面のカラー化を図りました。

<令和 5 年度 特集テーマ>

4 月号「令和 5 年度予算」

5 月号「TCFD と流域治水」

6 月号「大河川の歴史（20 回）沙流川・遠賀川」

7 月号「地球規模の水問題への対応 ～国連水会議 2023～」

8 月号「海岸における DX の取り組み」

9 月号「河川管理の担い手～河川協力団体 10 年～」

10 月号「水害から円滑に避難するための情報」

11 月号「大河川の歴史（第 21 回）阿武隈川・那賀川」

12 月号「ハイブリッドダム」

1 月号「流域治水の加速化・深化」

2 月号「令和 5 年の水害とその対応」

3 月号「今後の水資源政策」

(4) 河川に関する情報の収集・整理と広報資料の作成

令和 5 年度においては、河川に関する様々な情報（災害の発生状況、治水事業の重要性や制度・施策・効果等）等を収集・整理し、その普及や一般にわかりやすい的確な情報発信の手法について検討を行うとともに広報資料を作成しました。

(5) 河川行政史に関する調査

「個人の記憶を、共有の記録に」との考えの下で、河川事業の経緯や河川に関わる諸制度の創設等の河川行政史に関する情報を記録する資料（「オーラルヒストリー」）を平成13年度から作成してきました。

令和5年度は、「東日本大震災における国土交通省の取り組み」について資料収集を開始しました。

1-2 河川関連キャンペーン（「川の日」キャンペーン、日本水大賞、水防演習、河川愛護月間、水の週間等）への参画及び支援を行い、安全かつ快適で自然豊かな河川を実現するための啓発活動を広く一般に向けて行う事業[キャンペーン事業]

(1) 「川の日」記念行事の支援

「川の日」実行委員会が実施する「川の日」記念行事を事務局として支援しました。当協会のWEBサイトに全国の河川に関するイベント等を広く一般に紹介することで、「川の日」の啓発を図りました。

また、「第15回いい川・いい川づくりワークショップ」及び「日本水大賞」を支援するとともに、防災冊子の作成・配布を通して「川の日」の啓発活動を展開しました。

(2) その他の河川関係キャンペーンへの参画・支援

5月～6月の水防月間に、冊子「自分の命を自分で守るために—令和5年度版—」を作成し配布するなど、次表のキャンペーン活動への参画・支援を行いました。

時期	行事名	主催
5月	水防月間 (5月1日～31日・北海道は6月1日～30日)	国土交通省・内閣府・都道府県・水防管理団体
7月	河川愛護月間(7月1日～31日)	国土交通省・地方公共団体
	森と湖に親しむ旬間(7月21日～31日)	国土交通省・林野庁・地方公共団体
8月	水の日・水の週間 (8月1日・8月1日～8月7日)	水循環政策本部・国土交通省・都道府県
	防災週間(8月30日～9月5日)	内閣府・防災推進協議会

1-3 河川に関するセミナー、シンポジウム、研修等の開催及び支援により、専門的知識の普及や人材育成を行う事業[研修・セミナー事業]

(1) セミナーの開催

新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、水防に関する法律・制度や水防活動の事例等をテーマにした「水防研修」はWEB（オンデマンド）研修、河川管理・訴訟等をテーマにした「河川管理研修」、「流域治水」等の最新の施策等をテーマにした「河川講習会」は、集合研修とWEB（オンデマンド）研修の二本立てとして開催し、専門的知識の普及を図りました。カリキュラムの編成に当たっては、前年度までのアンケートを精査するとともに、内容の重複がないよう調整しました。

令和5年度の実施内容は次表のとおりです。

また、開催にあたっては、ホームページへの掲載やメールマガジン等により参加者を広く公募するとともに、関係機関・団体等に対し周知を図り、参加者の拡大に努めました。

研修名	期間	受講者数	講義内容
水防研修 (WEB研修)	令和5年4月28日(金) ～5月28日(日)配信	363名	「河川行政に関する最近の話題」、「水防行政の最近の取組課題」、「特別講演 災害情報の枠組」など
河川管理研修 (集合+WEB)	令和5年9月14日(木)～ 15日(金) 令和5年10月2日(月)～ 10月31日(火)配信	531名 (内63集)	「河川行政の動向」、「流域治水関連法の改正について」、「河川管理の課題と対策(現場の対応)」など
河川講習会 (集合+WEB)	令和6年1月25日(木) 令和6年2月9日(金) ～2月29日(木)配信	363名 (内60集)	「最近の河川行政について」、「流域治水関連法について」、「特別講演 河川に関わる変化と改革」など

(2) 地域河川管理技術向上への支援

河川管理施設の老朽化、行政機関における河川管理に携わる技術者数の減少等が進行する中で、河川の有する機能を適切に保全する取り組みが重要になってきています。そのような状況の下で、令和5年度も引き続き、河川の維持管理に関する資格を認定する一般財団法人「河川技術者教育振興機構」の運営を支援しました。

制度発足から9年目を終え、有資格者は、河川維持管理技術者487名、河川点検士6,816名(いずれも3月25日時点)に達し、全国の河川管理の最前線で活躍いただいています。

1-4 河川に関する功労者の表彰、コンクールの実施及び支援等により、不特定多数の利益の増進に寄与する諸活動等を顕彰する事業〔表彰・コンクール事業〕

(1) 河川功労者表彰

昭和24年に創設以来、治水・利水・環境の観点はもとより、歴史・文化、河川愛護、国際貢献、学術研究、地域振興等の観点から、広く社会に対して功績のあった個人や団体を表彰してきました。

令和5年は、都道府県・地方整備局等からの推薦をもとに、河川功労者表彰審査委員会(委員長:甲村謙友)の審査を経て理事会で決定された63名の個人と30団体を表彰しました(6/5表彰式)。現在までの表彰件数は4,340件となっています。

(2) 日本水大賞・日本ストックホルム青少年水大賞

「日本水大賞」は、日本水大賞委員会(名誉総裁:秋篠宮皇嗣殿下、委員長:毛利衛)を実施主体として、水循環の健全化に貢献する様々な活動を支援する目的で平成10年度に設けられました。また、「日本ストックホルム青少年水大賞」は、「日本水大賞」の一環として高校生等を対象に平成13年度に設けられました。

令和5年度は、次表の各団体が受賞しました。日本水大賞として、国際分野の活動が3年連続で選ばれました。

6月13日に「第25回日本水大賞」及び「2023日本ストックホルム青少年水大賞」の表彰式・受賞活動発表会を秋篠宮皇嗣殿下のご臨席を賜り開催しました。2023日本ストックホルム青少年水大賞を受賞した高校生2名、指導教員1名等をストックホルムでの国際コンテストに派遣しました。

第25回日本水大賞 各賞 (応募総数 96件)

各賞	活動主体	都道府県	活動の名称	活動主体の名称
大賞	行政	福岡県	世界に広がる北九州市の水に関する技術	北九州市上下水道局
国土交通大臣賞	団体	京都府	水害からの確実な避難を目指して～3つの地域が手をとりあって誰もが主役の流域治水の取り組み～	久我・久我の杜・羽束師地域まちづくり協議会 防災部会
環境大臣賞	行政	三重県	国指定天然記念物ネコギギ(淡水魚)の川での復活を目指して	三重県いなべ市教育委員会
厚生労働大臣賞	団体	北海道	地域の水は自分たちで守る地域ぐるみの水道維持管理支援	富良野高校/富川高校/北海道立総合研究機構/白石航希
農林水産大臣賞	団体	静岡県	東富士涵養の森づくり活動	柿田川・東富士の地下水を守る連絡会
文部科学大臣賞	学校	三重県	ドローンを活用して流域治水について探究する授業	三重大学教育学部附属小学校
経済産業大臣賞	企業	東京都	水インフラを支え、水災害に対処する技術と担い手を盛り上げる記念日活動	東亜グラウト工業株式会社
市民活動賞	団体	三重県	豊かな海を取戻すため100年後の奈佐の浜漂着ゴミゼロに!	22世紀奈佐の浜プロジェクト委員会
国際貢献賞	団体	東京都	インドネシアの農村地域における村民主導型給水事業	特定非営利活動法人 地球の友と歩む会/LIFE
未来開拓賞	学校	宮城県	被覆肥料から水田、川、海を守れ～プラスチックからの脱却への挑戦～	宮城県農業高等学校 作物部門
審査部会特別賞	学校	長野県	伊那谷の昆虫食文化を通じた水環境保護への取り組み ～さざ虫が教えてくれたもの～	長野県上伊那郡農業高等学校 コミュニティデザイン科グローバルコース

2023 日本ストックホルム青少年水大賞 各賞 (応募総数 12件)

各賞	活動主体	都道府県	調査研究の表題	学校・クラブ名
大賞	学校	沖縄県	メヒルギによるバイオレメディエーション	沖縄尚学高等学校 BiO ₂

令和6年6月の表彰式に向け、「第26回日本水大賞」及び「2024日本ストックホルム青少年水大賞」の審査を行い、3月5日に大賞をはじめ各賞を次表の通り決定しました。また、決定した受賞者の公表は例年より前倒しして3月15日に国土交通省と日本水大賞におけるHPでの公表と記者発表を行いました。なお、募集に

あたっては、水循環系の健全化に寄与する水防災、水環境、水文化分野などの分野について活動する団体、特に次世代を担う教育関係団体や学校の先生方への積極的な応募促進を行いました。

第26回日本水大賞 各賞一覧 (応募総数 80件)

各賞	活動主体	活動分野	都道府県	活動の名称	活動主体の名称
大賞	学校	水環境	東京都	生徒の夢を実現する玉川学園サングプロジェクト ～沖縄の美しい海を守りたい～	玉川学園サング研究部
国土交通大臣賞	団体	水防災 水環境 水文化	愛媛県	難治水の肱川で進めた流域治水活動 ～四半世紀にわたる活動の軌跡～	肱川流域会議 水中めがね
環境大臣賞	行政	水環境 水文化	愛知県	地域に根差した「河川と流域」の研究所として30年	豊田市矢作川研究所
農林水産大臣賞	団体	水防災 水環境 水資源	兵庫県	ため池2万か所の保全及びその多面的機能発揮に向けた挑戦	兵庫県土地改良事業団体連合会
文部科学大臣賞	学校	水環境	愛媛県	海洋マイクロプラスチック削減に向けての調査と対策	愛媛大学附属高等学校 理科部ブラガールズ
経済産業大臣賞	企業	水防災 水環境	埼玉県	マングローブ植林活動による海洋環境の改善	カナパッケージ株式会社
市民活動賞	団体	水防災 水資源	東京都	災害対策を目的とした井戸の調査と普及・啓発活動	特定非営利活動法人 小平井戸の会
国際貢献賞	団体	水防災 復興	東京都	開発途上国での沈下橋の建設と技術移転	特定非営利活動法人 国際インフラパートナーズ
未来開拓賞	団体	水環境 水資源	北海道	水の管理による釧路地域の優良泥炭農地保全活動	特定非営利活動法人 釧路泥炭農地環境保全の会

2024 日本ストックホルム青少年水大賞 (応募総数 14件)

各賞	活動主体	活動分野	都道府県	活動の名称	活動主体の名称
大賞	学校	水環境 水資源	青森県	水を有効利用する節水型ミスト栽培システムの開発	青森県立名久井農業高等学校 FLORA HUNTERS

1-5 河川に関する図書等の刊行等 [収益事業]

(1) 図書の出版等

過去からの河川事業に関する通達等のデータベースである「令和5年度版河川

事業関係例規集」と、河川関係の最新の各種データをコンパクトに取りまとめた「2023 河川ハンドブック」を刊行・販売しました。「河川事業関係例規集」については、ペーパーレス化の流れ等の観点から引き続き DVD 版 (DVD に PDF ファイルを収録) も刊行しました。

(2) 受託調査・研究

令和 5 年度においては、収益事業としての受託調査・研究は行いませんでした。

1-6 会員活動への助成、会員への情報誌会報「河川文化」の配布、河川関係諸団体の活動への支援[会員活動助成等事業]

(1) 会員活動への助成等

二種正会員（個人）を中心に府県単位で設立されている団体の運営を支援するために、令和 5 年度には 13 団体のうち申請のあった 9 団体に対して運営経費の一部を助成しました。また、二種正会員（個人）による川をテーマにした自主的な調査・研究などの活動を支援するために、令和 5 年度は 5 つのサークルに対して活動経費の一部を助成しました。

さらに、コロナ化で休止していた会員団体連絡会を東京において開催し、全国から 14 団体が参加して活発な意見の交換を行いました。

(2) 会員に対する情報誌会報「河川文化」の発行・配布

会報「河川文化」は、「川における様々な文化」をテーマに全国各地からの情報を発信する会員向けの情報誌として、平成 9 年の河川法改正、二種(個人)会員制度の創設とともに平成 10 年 4 月より年 4 回発行しています。

会員(海外も含む)と併せ、図書館、博物館、資料館等に毎号 約 4,000 部を配布しています。

令和 5 年度においては、第 104 号より一部誌面のカラー化を図りました。

当協会の HP では創刊以来の全ての記事を検索できる検索システムにより、アーカイブとして有効活用ができるようにしています。

発行月	号数	特集名	シリーズ/河川文化を語る	執筆者
令和 5 年 6 月	第 102 号	川の碑	自然災害伝承碑	門脇利広氏他
9 月	第 103 号	ダムと文化	いかにしてダムを受け入れたのか	浜本篤史氏他
12 月	第 104 号	川と鉄道 ～その 2～	川と鉄道を楽しむ	家田 仁氏他
令和 6 年 3 月	第 105 号	川の風物詩 春	桜の名勝づくり北上市立公園展勝地	伊藤 彬氏他

(3) 河川関係諸団体の活動への支援

NPO 法人「川に学ぶ体験活動協議会」等の活動を支援しました。

(4) 会員へのメールマガジンの送付

令和 2 年 6 月よりメールアドレスを登録いただいている会員の皆様に、毎週初めに最新の河川行政の動きと河川に関する情報や河川協会からのお知らせをコンパクトにまとめたメールマガジンを配信しています。

(5) 有識者による講演会の開催（会場参加型の説明会＋後日の WEB 配信）

水管理・国土保全局の予算説明や線状降水帯予測の開始など、有識者による注目されるテーマの講演会を会員に配信しました。

6 月：気象業務法及び水防法の改正について

9 月：令和 6 年度国土交通省水管理・国土保全局関係 予算 概算要求概要

1 月：令和 6 年度国土交通省水管理・国土保全局関係 予算概要

2. 正会員の入退会数及び現在の正会員数

一種正会員（地方公共団体等）、二種正会員（個人）、三種正会員（法人及び団体）の入退会数及び令和5年度末現在の正会員数は、次表のとおりです。

令和4年度末と比較して、一種正会員は入退会0、三種正会員は26団体が入会（退会5→増21）されました。二種正会員は101人が入会（退会132→減31）となり、合計会員数は10減少しました。

（令和6年3月31日）

会員の区分	前年度末	入会数	退会数	現在数	摘要
一種正会員	147	0	0	147	地方公共団体等
二種正会員	2,152	101	132	2,121	個人
三種正会員	409	26	5	430	法人・団体
計	2,708	127	137	2,698	

3. 社員総会、理事会及び常任理事会の開催

3-1 社員総会

第78回 定時社員総会

開催日 令和5年6月5日

東京都千代田区平河町の砂防会館シェーンパッサ・サポーで開催し、甲村謙友会長の開会挨拶の後、事務局から正会員の出席状況について、定款第19条の規定に基づく定足数を満たしており、社員総会が成立していることを報告した後、定款第18条の規定に基づき会長が議長となって議事に入りました。(1)令和4年度事業報告、事業報告の付属明細書の報告の件、(2)令和4年度貸借対照表、正味財産増減計算書、貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書、財産目録の承認を求める件、(3)令和5年度事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みの報告の件、(4)理事

の補欠選任について決議を求める件について、(1)及び(3)は報告し、(2)については採決を行い原案のとおり承認することが決議されました。(4)については議決権行使書面による賛成が過半数を超えており、更に、社員総会において候補者を一括で決議することを諮り異議がないことを確認した上で一括採決し、次の4名全員が選任されました。

理事 吉澤 隆 酒井 公生 長谷川清人 今井 清人

社員総会終結後、特別講演を開催し、熊谷 和哉 氏（独立行政法人水資源機構理事）から、「水道事業の歴史と現在位置」との演題で講演をいただき、後日、協会のホームページで配信（オンデマンド）しました。

続いて令和5年河川功労者表彰式を開催し、冒頭、国土交通省の甲川壽浩水管理・国土保全局次長から来賓祝辞をいただきました。

表彰式においては、河川功労者（個人63名、団体30団体）のうち、当日出席された個人・団体それぞれに甲村会長より表彰状と記念品を贈り、その他の表彰者に対しては、推薦者等を通じて表彰状と記念品を贈りました。

3-2 理事会

(1) 理事会（令和5年度第1回）

開催日 令和5年5月10日

東京都千代田区麹町の日本河川協会会議室及びWEB会議システムを用いて開催し、定款第39条の規定に基づき甲村会長が議長となって議事に入り、(1)社員総会の招集にあたって定める事項について理事会の決議を求める件、(2)社員総会提出議案について承認を求める件、(3)会員の入会の承認を求める件、(4)参与の委嘱について諮り、全ての議案について決議又は承認されました。

(2) **理事会（令和5年度第2回）** **開催日 令和5年6月5日**
定時社員総会において理事が選任されたことにより、定款 25 条第 3 項の規定に基づき、常任理事の選定のため、東京都千代田区平河町の砂防会館シェンパッハ・サポーで開催し、定款 39 条の規定に基づき甲村会長が議長となつて、常任理事の選定が行われ、次のとおり決定し、結果を総会出席会員に報告しました。

常任理事 吉澤 隆

(3) **理事会によるみなし決議** **決議があったとみなされた日 令和5年7月3日**
令和 5 年 6 月 20 日付け河協発第 35 号で、甲村会長から、理事及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項「会員の入会の承認」について提案書を発送し、当該提案につき令和 5 年 7 月 3 日までに、理事の全員から承認する旨の同意を、また、監事から異議がない旨の回答を得たので、定款第 42 条に基づき、当該提案を承認する旨の理事会の決議があったものとみなされました。

(4) **理事会によるみなし決議** **決議があったとみなされた日 令和5年9月29日**
令和 5 年 9 月 29 日付け河協発第 49 号で、甲村会長から、理事及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項「会員の入会の承認」について提案書を発送し、当該提案につき令和 5 年 9 月 29 日までに、理事の全員から承認する旨の同意を、また、監事から異議がない旨の回答を得たので、定款第 42 条に基づき、当該提案を承認する旨の理事会の決議があったものとみなされました。

(5) **理事会によるみなし決議** **決議があったとみなされた日 令和5年9月30日**
令和 5 年 9 月 22 日付け河協発第 45 号で、甲村会長から、理事及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項「参与の委嘱」について提案書を発送し、当該提案につき令和 5 年 9 月 30 日までに、理事の全員から承認する旨の同意を、また、監事から異議がない旨の回答を得たので、定款第 42 条に基づき、当該提案を承認する旨の理事会の決議があったものとみなされました。

(6) **理事会（令和5年度第3回）** **開催日 令和5年11月20日**
東京都千代田区麹町の日本河川協会会議室及び WEB 会議システムを用いて開催し、(1)「会員の入会の承認」、(2)「定款第 31 条に準ずる利益相反契約の承認」について諮り、承認されました。また、代表理事及び業務執行理事より職務の執行状況の報告がなされました。

(7) **理事会によるみなし決議** **決議があったとみなされた日 令和6年1月26日**
令和 6 年 1 月 19 日付け河協発第 3 号で、甲村会長から、理事及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項「会員の入会の承認」について提案書を発送し、当該提案につき令和 6 年 1 月 26 日までに、理事の全員から承認する旨の同意を、また、監事から異議がない旨の回答を得たので、定款第 42 条に基づき、当該提案を承認する旨の理事会の決議があったものとみなされました。

(8) **理事会（令和5年度第4回）** **開催日 令和6年3月28日**
東京都千代田区麹町の日本河川協会会議室及び WEB 会議システムを用いて開催し、(1)「令和 6 年度事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込み」、(2)「会員の入会の承認」、(3)「令和 6 年河川功労者表彰者の決定」について諮り、承認されました。また、代表理事及び業務執行理事より職務の執行状況の報告がなされました。

3-3 常任理事会

(1) 常任理事会 (令和5年度第1回) 開催日 令和5年9月28日
東京都千代田区麹町の日本河川協会会議室及びWEB会議システムを用いて開催し、「会員の入会可否について」審議しました。

(2) 常任理事会によるみなし決議

甲村会長から、常任理事会理事の全員に対して、常任理事会の決議の目的である事項「会員の入会の可否について」の提案書を発送し、各提案につき、下記年月日までに、常任理事の全員からの同意を得たので、定款第42条に基づき、当該各提案を承認する旨の常任理事会の決議があったものとみなされました。

提案日	決議があったとみなされた日
令和5年 4月20日	令和5年 4月25日
令和5年 6月20日	令和5年 6月27日
令和5年 11月13日	令和5年 11月16日
令和6年 1月12日	令和6年 1月18日
令和6年 3月21日	令和6年 3月26日

4. 協会運営に関して特記すべき事項

令和2年以降、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、理事会を含めたWEB会議の活用や時差出勤等により、同感染症対策と必要な業務の両立を図りました。

新型コロナウイルス感染症が令和5年5月に「5類」に移行して以降はコロナ感染症に配慮しながら通常の協会業務を行いました。

これら通じて得られた知見を踏まえ、ワーク・ライフバランスの改善や業務効率の向上に資する取り組みを進めています。

○ 受取寄附金の内訳

正味財産増減計算書内訳表に記載した公益目的事業の区分ごとの受取寄附金の額と寄付していただいた皆様は下表のとおりです。心から御礼を申し上げます。

事業区分	公5 表彰・コンクール事業	受取寄附金の額	19,000,000円
寄附者			
いであ 株式会社 様		2,000,000円	
応用地質 株式会社 様		2,000,000円	
共和コンクリート工業 株式会社 様		1,000,000円	
株式会社 建設技術研究所 様		3,000,000円	
株式会社 東京建設コンサルタント 様		3,000,000円	
日本工営 株式会社 様		3,000,000円	
パシフィックコンサルタンツ株式会社 様		3,000,000円	
八千代エンジニアリング株式会社 様		2,000,000円	

事業区分	共通	受取寄附金の額	1,220,000円
寄附者			
(一財)ダム技術センター	(株)東豊開発コンサルタント	天野産業(株)	
黒田整地開発(株)	福浜第一建設(株)	(株)阿部工務店	
菅基建設(株)	日建工学(株)	(株)大栄建設	
(株)英明工務店	(株)東コンサルタント	(株)加藤組	(順不同)
兪 朝夫 様	塩崎貞夫 様	中原 靖 様	佐藤修身 様
森北佳昭 様	千島 卓 様	見城英治 様	糠沢宏二 様
川崎正彦 様	古川正美 様	小野秀雄 様	安田勝美 様
池田朝雄 様	鈴木元就 様	岸本芳雄 様	藤田光一 様
高野 登 様	齋藤敏光 様	高梨和行 様	酒井公生 様
飛鳥邦彦 様	瀬古一郎 様	赤星たみこ 様	倉光大助 様
飛田忠一 様	瀬川光太郎 様	清水 佐 様	藤本圭一 様
藤山秀章 様	加藤憲成 様		
合計			20,220,000円

・令和5年度 事業報告の附属明細書

公益社団法人 日本河川協会

事業報告には記載しなかった「地球温暖化適応策に関する基礎的な資料一覧」を事業報告の附属明細書に記載します。

地球温暖化適応策に関する基礎的な収集資料一覧は以下のとおりです。
詳細は、ホームページをご覧ください。

- 2301 海氷減少が風力を増大させ高水温の渦が拡大して西南極氷床崩壊を加速させるとともに海水沈み込みを弱めて大洋海流循環を弱らせることを複数の研究をつないで説明している記事
- 2302 地域気象の将来予測が重要であるとして米大西洋沿岸南部へのハリケーン襲来の頻度や強度が温暖化とともに増大するメカニズムについてモデル計算を用いて明らかにしている論文
- 2303 米大西洋沿岸南部の海面上昇量が2010年頃から年間10mmという大きな値となっているのは北大西洋南部の Rossby wave に起因するとして地域観測結果値の説明を試みている論文
- 2304 過去10年平均の海面上昇速度が年間4.62mmと20年前の2倍以上に達していることなど諸指標の動向等を取りまとめている国連WMOの年次報告
- 2305 熱波による高温が統計上異常値とされた地域の世界分布には法則性が無いことから他地域においても熱波に備える必要があるとして極値分析の活用策の一例を提示している論文
- 2306 ボストンの鉄道地下部分への海水流入に関するモデル計算結果から海面上昇によって高潮被害額の期待値が非線形に増大し鉄道経営上の重大問題になることを指摘している論文
- 2307 米の buyout 制度の歴史と手続き上の改善点を述べた上で水災害に対する適応策の手段として積極的な活用を訴えている米NGOのレポート
- 2308 人々のつながりの希薄化が健康や地域の災害対応に悪影響を与えているという研究成果を踏

- 2309 まえ社会的関係性再構築が連携して取り組むべき国策であるとした米軍医総監のレポート
各国のネットゼロターゲットの信頼性を問題視してシナリオ分析を行い法制化による緩和策の徹底とともに最悪の事態を想定した適応策の重要性を訴えている提言
- 2310 洪水による米国内約1万件の buyout 事例データを用いて移住距離の分布を把握するとともに移住決断時の洪水リスクと決断に影響を与える要因等について分析・推論を行っている論文
- 2311 降雨に関する従来の知見を概観した上で空間スケールの粗い気候モデルの予測精度をAIで向上させる手法を提案・評価するとともに降雨発生メカニズムについて考察を加えている論文
- 2312 シカゴ市街地を例に都市施設等に起因する地下の温暖化が土質性状が異なるそれぞれの地層に作用して地盤状態を変化させ構造物の機能等に支障を及ぼす可能性を指摘した論文
- 2313 グリーンランド北西部の地層のボーリングコアを種々の方法で分析した結果からCO₂濃度が現在よりもずっと少なかった40万年前に当該地点には氷が無かったことを明らかにした論文
- 2314 移住を含む都市計画づくりは住民が自らの将来を描くための政策手段であるとして適応策や緩和策に関する現状の課題等を整理して英気候変動委員会に報告した調査機関のレポート
- 2315 気候変動対策を踏まえた都市計画づくりに向けて日本では整理・分析されていないデータなど多分野にわたる数多くの資料等を紹介している自治体支援のための英調査機関作成資料
- 2316 土壌によるCO₂捕捉機能に着目した米国内の排出量取引ビジネスの経緯とその前提となる捕捉効果算定モデルに関する課題を紹介している記事
- 2317 浸水規模や浸水後経過期間などが感染症の拡大に与える影響について過去23年間の限られたデータをもとに分析を行い更なる研究の必要性を指摘している米CDC論文集所載の論文
- 2318 気候モデルはラニーニャが主となっていた ENSO の過去数十年間の傾向をほとんど再現できていないとして台風発生の将来予測など気候モデルのみに頼るべきではないとしている論文
- 2319 気候変動問題は社会的政治的問題であるとして適応策の検討や実行に際して社会正義を考慮することの重要性を指摘している英気候変動委員会のウェールズ向け報告書
- 2320 海面上昇による高潮頻発よりも前に塩分浸入による水不足が技術的マネジメントの限界を超

えるとして将来の国土利用の検討を急ぐとしている蘭デルタ・プログラム14年目のレポート

2321 南極の氷床流出に影響する海水の面積が2016年から減少に転じた上に2023年には更に極端に小さくなるという新たな領域に突入したことをわかりやすい図を用いて指摘している論文

2322 CO₂より削減が困難なメタンの濃度が2007年から加速度的に増加していることに関してボトムアップの研究や過去の氷河期末期との比較など多角的に検討し警鐘を鳴らしている論文

2323 米フロリダ州Miami-Dade郡を対象に海面上昇による浸水の影響が大きくなる将来を想定しつつ移住のための各人の資金力等を踏まえて郡内各地区の状況の相違を分析している論文

2324 過去20年間に我が国を含む東アジアで線状降水帯などのメソ対流系の発生頻度や激甚さが増大していることを衛星観測データを用いて示している論文

2325 気温のみならず南極の海水面積など数多くのデータの推移を示して気候が2023年に未知の領域に入ったことを指摘し警鐘を鳴らしている論文

2326 グリーンランド北部氷床の個々の棚氷の変化を詳細に追及し総じて海水温の上昇による底部からの融解が主たる要因となって棚氷が急速に減少していることを示した論文

2327 南極の全氷床の棚氷について1997年から2021年までの変化を分析し多くの棚氷が縮小するとともに底部からの融解と冰山離脱が氷床流出量の変化と関係していることを示した論文

2328 気候変動対策の推進には行動変容を伴うことから関連する行動科学研究文献を収集整理した上で今後に向けた提言を行っている英気候変動委員会の要請によるBath大学のレポート

2329 観測結果や過去気象などの研究成果を踏まえてグリーンランドや南極の氷床等に関する知見を整理し今や社会が海面上昇に適応するための時間の確保が課題であるとしたレポート

2330 適応策に取り組む際に理解しておくべき基本的な視点と課題等について述べているMcKinsey & Companyのレポート

2331 自然外力や社会経済の変化に現在の仕組みでは対処できなくなるtipping pointに備えて不確実性を伴う中でもadaptiveに対応するためのガバナンスのあり方を論じているレポート

2332 自然災害リスクへの対応として若い人は移住を選択するのに対し高齢者は現在地に留まることを望むために当該地域の高齢化がさらに進むケースが多いことを指摘している論文

2333 データを活用しつつ始動するタイミングを地域で決めるべきなど適応策としての自然災害リスクの高い地域からの大規模で計画的な移住について様々な観点から提言しているレポート

2334 気候変動がもたらす様々な悪影響に関する現在の知見を総覧した上で危機感を持ってworst-case scenarioに対する対策検討を急ぐべきであると主張している提言

2335 南極氷床の流出を抑制する棚氷の表面に多数存在する突起は下面への地盤の食い込みによることに着目して突起数の変化等から棚氷厚の減少が加速していることを示した論文

(2) 議案第1号 令和5年度 貸借対照表、正味財産増減計算書、貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書、財産目録の承認を求める件

貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金、預金	69,091,513	24,677,682	44,413,831
未収金(会費)	2,176,000	2,004,000	172,000
未収金(調査事業等)	497,864	40,101,141	△ 39,603,277
未収金(その他)	5,654,556	5,936,306	△ 281,750
前払金	0	0	0
社会保険料立替金	△ 471,150	△ 425,517	△ 45,633
出版物在庫	3,956,287	4,280,098	△ 323,811
貸倒引当金	△ 1,219,000	△ 606,000	△ 613,000
流動資産合計	79,686,070	75,967,710	3,718,360
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	10,719,109	21,554,763	△ 10,835,654
運営資金積立資産	25,000,000	25,000,000	0
特定資産合計	35,719,109	46,554,763	△ 10,835,654
(2) その他固定資産			
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 施行規則附則第7項に規定する公益目的事業の用に供する共有財産である。 同項に規定する公益目的事業の用に供する割合は62.70%。			
建物付属設備	2	2	0
什器備品	9	9	0
電話加入権	149,240	149,240	0
保証金	9,988,608	9,988,608	0
その他固定資産合計	10,137,859	10,137,859	0
固定資産合計	45,856,968	56,692,622	△ 10,835,654
資産合計	125,543,038	132,660,332	△ 7,117,294
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	638,971	0	638,971
前受金(会費)	0	13,000	△ 13,000
預り納付金	1,244,736	774,473	470,263
流動負債合計	1,883,707	787,473	1,096,234
2. 固定負債			
退職給付引当金、 固定負債合計	10,719,109	21,554,763	△ 10,835,654
負債合計	12,602,816	22,342,236	△ 9,739,420
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	0	0	0
2. 一般正味財産	112,940,222	110,318,096	2,622,126
正味財産合計	112,940,222	110,318,096	2,622,126
負債及び正味財産合計	125,543,038	132,660,332	△ 7,117,294

正味財産増減計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日)

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
	(A)	(B)	(A)-(B)
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	72,358,000	71,656,000	702,000
一種正会員	25,680,000	25,680,000	0
二種正会員	12,528,000	12,636,000	△ 108,000
三種正会員	34,150,000	33,340,000	810,000
事業収益	112,671,545	111,889,277	782,268
調査事業	41,277,974	42,341,921	△ 1,063,947
キャンベーン事業	682,000	498,700	183,300
助成事業	0	0	0
研修・セミナー事業	22,967,000	21,599,500	1,367,500
表彰・コンクール事業	29,431,000	27,473,000	1,958,000
収益事業	18,313,571	19,976,156	△ 1,662,585
受取負担金	8,720,000	11,466,718	△ 2,746,718
受取寄附金	20,220,000	18,257,500	1,962,500
雑収益	253,465	219,044	34,421
経常収益計	214,223,010	213,488,539	734,471
(2) 経常費用			
事業費			
公益目的事業	159,635,815	157,573,709	2,062,106
調査事業	52,397,530	51,764,082	633,448
キャンベーン事業	11,477,491	13,652,373	△ 2,174,882
助成事業	0	0	0
研修・セミナー事業	43,110,002	42,437,282	672,720
表彰・コンクール事業	52,650,792	49,719,972	2,930,820
収益事業等	28,180,743	26,901,975	1,278,768
収益事業	17,164,006	17,661,083	△ 497,077
会員活動助成等事業	11,016,737	9,240,892	1,775,845
事業費計	187,816,558	184,475,684	3,340,874
管理費	23,784,326	23,253,070	531,256
経常費用計	211,600,884	207,728,754	3,872,130
評価損益等調整前当期経常増減額	2,622,126	5,759,785	△ 3,137,659
基本財産評価損益等			
特定資産評価損益等			
投資有価証券評価損益等			
評価損益等計			
当期経常増減額	2,622,126	5,759,785	△ 3,137,659
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
(2) 経常外費用			
当期経常外増減額			
他会計振替額			
当期一般正味財産増減額	2,622,126	5,759,785	△ 3,137,659
一般正味財産期首残高	110,318,096	104,558,311	5,759,785
一般正味財産期末残高	112,940,222	110,318,096	2,622,126
II 指定正味財産増減の部			
III 正味財産期末残高	112,940,222	110,318,096	2,622,126

正味財産増減計算書内訳表(1/4)

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	公 益 目 的 事 業 会 計							収 益 事 業 等 会 計				法人会計	合 計	
	公1	公2	公3	公4	公5	共 通	小 計	収1	他1	共 通	小 計			
	調査事業	キャンペーン事業	助成事業	研修・セミナー事業	表彰・コンクール事業			収益事業	会員活動 助成等事業					
I 一般正味財産増減の部														
1. 経常増減の部														
(1) 経常収益														
受取会費						36,179,000	36,179,000						36,179,000	72,358,000
一 種正会員						12,840,000	12,840,000						12,840,000	25,680,000
二 種正会員						6,264,000	6,264,000						6,264,000	12,528,000
三 種正会員						17,075,000	17,075,000						17,075,000	34,150,000
事業収益	41,277,974	682,000		22,967,000	28,431,000		94,357,974	18,313,571				18,313,571		112,671,545
調査事業	41,277,974						41,277,974							41,277,974
キャンペーン事業		682,000					682,000							682,000
助成事業							0							0
研修・セミナー事業				22,967,000			22,967,000							22,967,000
表彰・コンクール事業					28,431,000		28,431,000							28,431,000
収益事業								18,313,571				18,313,571		18,313,571
受取負担金		6,720,000				2,000,000	8,720,000							8,720,000
受取寄附金						19,000,000	1,220,000							20,220,000
雑収益								0				0	253,465	253,465
受取利息収入													2	2
その他収入								0				0	253,463	253,463
経常収益計	41,277,974	7,402,000		22,967,000	50,431,000	37,399,000	159,476,974	18,313,571				18,313,571	36,432,465	214,223,010

正味財産増減計算書内訳表(2/4)

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	公 益 目 的 事 業 会 計							収 益 事 業 等 会 計				法人会計	合 計	
	公1	公2	公3	公4	公5	共 通	小 計	取1	他1	共 通	小 計			
	調査事業	キャンペーン事業	助成事業	研修・セミナー事業	表彰・コンクール事業			収益事業	会員活動 助成等事業					
(2)経常費用														
事業費	52,397,530	11,477,491		43,110,002	52,850,792		159,835,815	17,164,008	11,016,737		28,180,743		187,816,558	
役員報酬	5,442,540	1,086,390		5,265,660	6,448,530		18,243,120	1,049,430	546,450		1,595,880		19,839,000	
給料手当	12,923,799	889,549		16,975,702	6,529,603		37,318,653	2,048,312	2,046,548		4,094,860		41,413,513	
退職給付費用	1,184,552	155,234		1,020,217	690,750		3,050,753	233,291	79,544		312,835		3,363,588	
福利厚生費	127,960	8,638		114,361	77,504		328,463	15,946	4,143		20,089		348,552	
通勤手当	560,852	69,657		919,448	265,132		1,815,089	162,546	34,811		197,357		2,012,446	
旅費交通費	502,861	100,702		146,701	5,894,304		6,644,568	18,487	1,061,457		1,079,944		7,724,512	
通信運搬費	4,376,624	29,849		753,388	3,451,738		8,611,599	685,908	1,035,172		1,721,080		10,332,679	
減価償却費	0	0		0	0		0	0	0		0		0	
消耗品費	765,112	51,646		683,787	890,992		2,391,537	95,347	32,532		127,879		2,519,416	
印刷製本費	14,048,693	1,165,562		2,546,913	2,353,687		20,114,855	11,536,429	3,236,822		14,773,251		34,888,106	
賃借料	4,660,443	314,587		4,165,075	2,822,743		11,962,848	580,776	150,888		731,664		12,694,512	
速記代	0	0		0	230,230		230,230	0	0		0		230,230	
社会保険料負担金	2,798,210	297,508		3,296,955	1,458,495		7,851,168	496,677	146,393		643,070		8,494,238	
会場費	144,270	0		986,810	1,171,940		2,303,020	0	128,150		128,150		2,431,170	
請謝金	2,182,000	0		107,500	2,420,000		4,709,500	0	554,760		554,760		5,264,260	
委託費	260,000	4,708,365		4,332,838	9,802,532		19,103,735	0	60,500		60,500		19,164,235	
支払負担金	0	450,000		0	100,000		550,000	0	397,000		397,000		947,000	
支払助成金	0	2,000,000		0	0		2,000,000	0	1,432,709		1,432,709		3,432,709	
褒賞	0	0		0	6,203,910		6,203,910	0	0		0		6,203,910	
租税公課	1,939,571	121,582		1,476,697	1,044,937		4,582,787	203,913	0		203,913		4,786,700	
諸費	480,043	28,222		317,950	793,765		1,619,980	36,944	68,858		105,802		1,725,782	

正味財産増減計算書内訳表(3/4)

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	公 益 目 的 事 業 会 計							収 益 事 業 等 会 計				法人会計	合 計
	公1	公2	公3	公4	公5	共 通	小 計	収1	他1	共 通	小 計		
	調査事業	キャンペーン事業	助成事業	研修・セミナー事業	表彰・コンクール事業			収益事業	会員活動 助成等事業				
管 理 費												23,784,326	23,784,326
役員報酬												3,501,000	3,501,000
給料手当												5,083,336	5,083,336
退職給付費用												717,934	717,934
福利厚生費												42,289	42,289
通勤手当												252,295	252,295
旅費交通費												49,028	49,028
通信運搬費												95,099	95,099
減価償却費												0	0
消耗品費												252,856	252,856
印刷製本費												244,620	244,620
賃借料												1,540,195	1,540,195
社会保険料負担金												1,307,831	1,307,831
諸謝金												431,742	431,742
会員管理費												5,749,556	5,749,556
交際費												126,423	126,423
総会・理事会費												3,073,147	3,073,147
会議費												0	0
諸費												97,975	97,975
貸倒引当金												1,219,000	1,219,000
経常費用計	52,397,530	11,477,491	0	43,110,002	52,650,792	0	159,635,615	17,184,006	11,016,737		28,180,743	23,784,326	211,800,884

正味財産増減計算書内訳表(4/4)

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	公 益 目 的 事 業 会 計							収 益 事 業 等 会 計				法人会計	合 計
	公1	公2	公3	公4	公5	共通	小 計	収1	他1	共通	小 計		
	調査事業	キャンペーン事業	助成事業	研修・セミナー事業	表彰・コンクール事業			収益事業	会員活動 助成等事業				
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 11,119,558	△ 4,075,491	0	△ 20,143,002	△ 2,219,792	37,399,000	△ 158,841	1,149,565	△ 11,016,737		△ 9,867,172	12,648,139	2,622,126
基本財産評価損益													
特定資産評価損益額													
投資有価証券評価損益等													
評価損益等計													
当期経常増減額	△ 11,119,558	△ 4,075,491	0	△ 20,143,002	△ 2,219,792	37,399,000	△ 158,841	1,149,565	△ 11,016,737		△ 9,867,172	12,648,139	2,622,126
2. 経常外増減の部													
(1) 経常外収益													
(2) 経常外費用													
当期経常外増減額													
他会計振替額						0	0	0			0		
当期一般正味財産増減額	△ 11,119,558	△ 4,075,491	0	△ 20,143,002	△ 2,219,792	37,399,000	△ 158,841	1,149,565	△ 11,016,737		△ 9,867,172	12,648,139	2,622,126
一般正味財産期首残高													104,558,311
一般正味財産期末残高													107,180,437
II 指定正味財産増減の部													
III 正味財産期末残高													107,180,437

貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

1. 特定資産の明細

財務諸表に対する注記において記載している。

2. 引当金の明細

(1) 退職給付引当資産

財務諸表に対する注記において記載している。

(2) 貸倒引当金

貸倒引当金の明細は下表の通りである。

科	目	当期末残高
経常収益		
受取会費		1,212,000
調査事業		7,000
収益事業		0
合	計	1,219,000

財 産 目 録

(令和6年3月31日 現在)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額(円)
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	手元保管	運転資金として	151,911
預金	普通預金 みずほ銀行町村会館出張所支店 三井住友銀行豊町支店 ゆめくら銀行半蔵門駅前支店	運転資金として	68,939,602
未収金(会費)	会員会費に対する未収金	一種、二種、三種会員会費に関する未収金	2,176,000
未収金(調査事業等)	調査事業、助成金等に対する未収金	調査事業、助成金等に関する未収金	497,864
未収金(その他)	河川講読料、図書販売等に対する未収金	補誌河川講読料、図書販売等に関する未収金	5,654,556
前払金	講習会に対する前払金	講習会の会費等の前払金	0
社会保険料立替金	社会保険料に対するもの	社会保険料の立替金	△ 471,150
出版物在庫	出版物に対するもの	出版物図書等の在庫	3,956,287
貸倒引当金	会員会費、補誌河川、図書出版に対するもの	一・二・三種会費、補誌河川、図書出版の回収不能額	△ 1,219,000
流動資産合計			79,686,070
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	役職員の退職給付に対するもの	役員員6名に対する退職給付の支払に備えたもの	10,719,109
運営資金積立資産	普通預金 みずほ銀行町村会館出張所支店 運営に必要な資金に備えたもの 普通預金 みずほ銀行町村会館出張所支店	運営に必要な資金積立金	25,000,000
特定資産合計			35,719,109
(2) その他固定資産			
(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則附則第7項に規定する共同財産である。)			
建物付属設備	事業に供する公益目的事業の用に供する割合は2.70%。 事業に供する建物付属設備に対するもの	建物付属設備(OA70707、空調設備等)	2
什器備品	千代田区藤町2丁目6番地5 藤町E.C.Rビル3階 事業に供するためのもの	事業に供する什器・備品等	9
電話加入金	事業に供する電話加入権に対するもの	事業に供する電話債券	149,240
保証金	事業に供する建物の賃借に対する保証金	事業に供する建物の賃借に対する保証金	9,988,608
その他固定資産合計	千代田区藤町2丁目6番地5 藤町E.C.Rビル3階		10,137,859
固定資産合計			45,856,968
資 産 合 計			125,543,038
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	事業全般に対するもの	印刷費、発送費、その他の未払に対するもの	638,871
前受金	二種会費に対するもの	二種会費の前受金	0
預り納付金	所得税、社会保険料に対するもの	所得税、謝金等の源泉徴収税、社会保険料の預り金	1,244,736
流動負債合計			1,883,707
2. 固定負債			
退職給付引当金	役員員の退職給付に対するもの	役員員6名に対する退職給付の支払に備えたもの	10,719,109
固定負債合計			10,719,109
負債合計			12,602,816
正味財産			112,940,222

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
原価による。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産の減価償却は定額法による。
- (3) 引当金の計上基準
退職給付引当金として、期末退職給付の要支給額に相当する金額を計上。
貸倒引当金として、經常収益のうち受取会費については前年度の未収金のうち当年度に回収不能であった額ならびに当年度に退会処理した額を、調査事業ならびに収益事業については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上している。
- (4) 消費税等の会計処理について
消費税の会計処理は、税込方式による。

2. 特定資産の増減額及びその残高

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
退職給付引当資産	21,554,763	4,081,521	14,917,175	10,719,109
運営資金積立資産	25,000,000	0	0	25,000,000
合 計	46,554,763	4,081,521	14,917,175	35,719,109

3. 特定資産の財源の内訳

科目	当期末残高	のうち指定正味財産からの充当額	のうち一般正味財産からの充当額
特定資産			
退職給付引当資産	10,719,109	0	10,719,109
運営資金積立資産	25,000,000	0	25,000,000
合 計	35,719,109	0	35,719,109

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物付属設備	6,201,300	6,201,298	2
什器備品	2,983,115	2,983,106	9
合 計	9,184,415	9,184,404	11

5. その他

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則附則第7項に規定する共用財産については、貸借対照表及び財産目録に、その旨及び公益目的事業の用に供する割合を記載している。なお、公益目的事業の用に供する割合は、これを確定させるため、移行認定申請書において記載した数値をもとに算出したものを用いている。
- (2) 出版物在庫の増減に相当する額については経常費用の印刷製本費に計上し、在庫の増に相当する額はこれを減算し、減に相当する額はこれを加算している。

監査報告書

公益社団法人日本河川協会
会長 甲村 謙友 殿

令和6年4月23日

公益社団法人日本河川協会

監事 望月常好

公益社団法人日本河川協会

監事 津野三夫

私たち監事は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度の事業及び会計を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

(3) 報告第2号 令和6年度事業計画書、収支予算書、 資金調達及び設備投資の見込みの報告の件

・令和6年度事業計画書

公益社団法人 日本河川協会

自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日

令和6年度も、日本河川協会は、公益社団法人として社会に貢献すべく、安全かつ快適で自然豊かな河川を実現するために必要な調査、研究並びに河川整備及び河川関係諸活動への支援等を通じて、河川を取り巻く情報の発信・共有・蓄積に関するさまざまな事業を展開していきます。

1 河川に関する新たな知見や情報などの調査・資料収集を行い、広く一般に成果を公表する事業〔調査事業〕

(1) 「河川文化を語る会」の開催

「河川文化を語る会」を東京及び地方都市にて4回開催を予定します。

(2) 地球温暖化適応策に関する調査、資料収集

地球温暖化適応策に関する基礎的な資料収集を行います。また、日本学術会議の「気候変動と国土分科会」に参画し昨年度にとりまとめて公表した「見解」

も踏まえつつ、学会等における水災害適応策に関する活動に参画するなど、パリ協定の目標を上回る気温上昇や気候モデル予測の不完全性に伴う水災害のさらなる頻発化・激甚化を想定した場合の適応策のあり方について、様々な方々と情報交換・意見交換を行いながら検討を進めます。

(3) 月刊誌「河川」の発刊

月刊誌「河川」は、河川に関わる最新の諸情報を広く提供・発信する役割を担うとともに、過去の発刊分が昭和初期から現在に至るまでの河川事業や河川行政の歴史などに関する貴重なナレッジストックとして活用されるなど、行政関係者、研究者、学生、一般の方々等から高い評価を得ています。

令和6年度においてもその内容の一層の充実に努めていきます。また、カラーPDF版（会員がインターネットで閲覧可能）の提供を引き続き実施します。

<令和6年度の特集テーマ>（予定）

「令和6年度予算」（4月）、「水防災主流化への道のり～日本の貢献～」(5月)、「気候変動に対応した土砂災害対策の推進」（6月）、「大河川の歴史（第22回）宮川・太田川」（7月）、8月以降は未定。

(4) 河川に関する情報の資料収集・整理と広報資料の作成

河川に関する様々な情報（災害の発生状況、治水事業の重要性や制度・施策・効果等）や資料を収集・整理し、幅広い普及や社会的な理解を促進するための確かな情報発信方策について検討し、広報資料を作成します。

(5) 河川行政史に関する調査

「個人の記憶を、共有の記録に」との基本的な考え方の下で、過去の河川行政における出来事などに関して、収集した資料や当時の担当者へのインタビュー等

を通じて記録としてとりまとめます。

令和6年度は、昨年度に引き続き、「東日本大震災における国土交通省の取り組み」について資料収集を行います。

2 河川関連キャンペーン（「川の日」キャンペーン、日本水大賞、水防演習、河川愛護月間、水の週間等）への参画及び支援を行い、安全かつ快適で自然豊かな河川を実現するための啓発活動を広く一般に向けて行う事業 [キャンペーン事業]

(1) 「川の日」記念行事の支援

引き続き、「川の日」実行委員会が実施する「川の日」（7月7日）の記念行事を事務局として支援します。

(2) その他の河川関係キャンペーンへの参画・支援

全国の水防演習の場における広報活動、河川愛護月間キャンペーンへの支援等を実施します。

3 河川に関するセミナー、シンポジウム、研修等の開催及び支援により、専門的知識の普及や人材育成を行う事業 [研修・セミナー事業]

(1) セミナーの開催

水防に関する制度・法律等をテーマにした「水防研修」、河川管理・訴訟等をテーマにした「河川管理研修」、河川に関する最新の施策等をテーマにした「河川講習会」を集合及びWEB併用で開催し、専門的知識の普及を図ります。

これらの開催にあたっては、ホームページへの掲載、メールマガジン等により参加者を広く公募するとともに、関係機関・団体等に対し周知を図り、参加者の拡大に努めます。

・水防研修	集合 令和6年4月19日(金)
	WEB 令和6年5月8日(水)～5月28日(日)24日間
・河川管理研修	令和6年10月(予定)
・河川講習会	令和7年2月(予定)

(2) 地域河川管理技術向上への支援

河川管理施設の老朽化、行政機関における河川管理に携わる技術者数の減少等が進行する状況の中で、河川の有する機能を適切に保全していく取り組みが重要になってきています。そのため、河川の維持管理に関する専門技術を認定する「河川技術者資格制度」の運営を支援します。

4 河川に関する功労者表彰、コンクールの実施及び支援により、不特定多数の利益の増進に寄与する諸活動を顕彰する事業 [表彰・コンクール事業]

(1) 河川功労者表彰

昭和 24 年に制度を創設して以来、治水、利水、環境の観点はもとより、歴史・文化、河川愛護、国際貢献、学術研究、地域振興等の観点から、広く社会に対して功績のあった方々や団体に対する表彰を行ってきました。

令和 6 年も定時社員総会において表彰を行う予定です。

(2) 日本水大賞・日本ストックホルム青少年水大賞

日本水大賞委員会(名誉総裁：秋篠宮皇嗣殿下)事務局を引き続き務める事としています。

第 26 回日本水大賞・2024 日本ストックホルム青少年水大賞の表彰式及び受賞活動発表会については、6 月に日本科学未来館で行う予定です。

また、2024 日本ストックホルム青少年水大賞の大賞受賞者は、現地で 8 月に開催される国際コンテスト「ストックホルム青少年水大賞」に日本代表として参加します。

第 27 回日本水大賞は 7 月 7 日に、2025 日本ストックホルム青少年水大賞は 4 月 1 日に、それぞれ募集を開始する予定です。なお、第 27 回日本水大賞の募集にあたっては、例年より前倒して 4 月より告知を始めるとともに、新規に「奨励賞」(10 団体以内)を設けて、応募への動機づけにつなげます。

5 河川に関する図書等の刊行等 [収益事業]

(1) 図書の出版等

河川事業に関する通達等のデータベースである「令和 6 年度版河川事業関係例規集」と、河川関係の最新の各種データをコンパクトに取りまとめた「2024 河川ハンドブック」を刊行します。なお、「令和 6 年度版河川事業関係例規集」については、引き続き DVD 版 (DVD に PDF ファイルを収録) も刊行します。

(2) 受託調査・研究

必要に応じて、収益事業としての受託調査・研究を行います。

6 会員活動への助成、会員への情報誌会報「河川文化」の配布、河川関係諸団体の活動への支援 [会員活動助成等事業]

(1) 会員活動への助成

会員の親睦、交流及びサークル活動をより一層推進させるため、現在 12 の府県単位で設立されている会員組織の活動を支援するとともに、その運営に必要な経費の一部を助成します。

また、各地域において、会員が川をテーマにした自主的な研究や地域活動への参加を行うサークル活動に対して、その経費の一部を助成します。

令和 2 年以来、抑制的な活動を余儀なくされてきた地方団体の活動を支援するため助成金を増額するほか、これらの団体間の連携を図るため会員団体連絡会を開催し、更なる活性化の取り組みを進めます。

(2) 会員への情報誌会報「河川文化」の発行・配布

平成 9 年の河川法改正、二種(個人)会員制度の創設とともに発刊した会報「河

川文化」は、一昨年 12 月に創刊から四半世紀を迎え第 100 号を刊行しました。

令和 6 年度以降も会員への情報発信季刊誌としてさらなる内容の充実を目指すとともに、過去記事の検索機能や図書館への配布等により多くの方々が活用できるようにします。

<令和 6 年度 特集計画> (予定)

第 106 号 令和 6 年 6 月号 テーマ「川の風物詩 夏」

第 107 号 令和 6 年 9 月号 テーマ「川の風物詩 秋」

第 108 号 令和 6 年 12 月号 テーマ「川の風物詩 冬」

第 109 号 令和 7 年 3 月号 (未定)

(3) 河川関係諸団体の活動への支援

引き続き、河川関係諸団体の活動を支援します。

(4) 会員へのメールマガジンの送付

令和 2 年 6 月よりメールアドレスを登録いただいている会員の皆様に、毎週初めに最新の河川行政の動きと河川に関する情報や河川協会からのお知らせをコンパクトにまとめたメールマガジンを配信しています。

令和 6 年度も引き続き、会員のご意見を踏まえ、内容の充実を図り配信してまいります。

(5) 有識者による WEB 講演の配信

令和 3 年 6 月から、メールマガジンでお知らせしたうえで、会員の皆様に時宜にかなったテーマによる有識者の WEB 講演を配信しています。

令和 6 年度も引き続き、会員のご意見を踏まえ、内容の充実を図り配信してまいります。

7 協会運営に関して特記すべき事項

令和 5 年 5 月に新型コロナウイルス感染症の法上の位置づけ見直しを踏まえ、引き続き必要な取り組みを行いながら協会運営を行ってまいりました。

令和 6 年度も、引き続き必要な取り組みを行い、協会運営を行ってまいります。

また、新型コロナウイルス感染症への様々な取り組みを通じて得られた知見を踏まえ、ワーク・ライフバランスの改善や業務効率の向上に資する取り組みを進めてまいります。

・令和6年度収支予算書

令和6年度収支予算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日)

(単位：円)

科 目	令和6年度予算額	前年度予算額	増 減 (A)-(B)	備 考
	(A)	(B)		
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取会費	72,350,000	71,140,000	1,210,000	
一種正会員	25,680,000	25,680,000	0	
二種正会員	12,520,000	12,120,000	400,000	
三種正会員	34,150,000	33,340,000	810,000	
事業収益	113,780,000	113,290,000	490,000	
調査事業	42,770,000	43,660,000	△ 890,000	
キャンパレン事業	680,000	500,000	180,000	
助成事業	0	0	0	
研修・セミナー事業	22,580,000	20,850,000	1,730,000	
表彰・コンクール事業	29,500,000	29,000,000	500,000	
収益事業	18,250,000	19,280,000	△ 1,030,000	
受取負担金	8,720,000	8,520,000	200,000	
受取者附金	20,250,000	18,250,000	2,000,000	
雑収益	0	0	0	
経常収益計	215,100,000	211,200,000	3,900,000	
(2) 経常費用				
事業費				
公益目的事業	160,804,818	157,168,865	3,635,953	
調査事業	53,540,840	53,483,150	57,690	
キャンパレン事業	10,381,242	10,968,899	△ 587,657	
助成事業	0	0	0	
研修・セミナー事業	44,450,594	43,626,428	824,166	
表彰・コンクール事業	52,432,142	49,090,388	3,341,754	
収益事業等	29,445,062	28,488,404	956,658	
収益事業	17,784,288	18,520,169	△ 735,871	
会員活動助成等事業	11,660,764	9,968,235	1,692,529	
事業費計	190,249,880	185,657,269	4,592,611	
管理費計	24,850,120	25,542,731	△ 692,611	
経常費用計	215,100,000	211,200,000	3,900,000	
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0	
基本財産評価損益等				
特定資産評価損益等				
投資有価証券評価損益等				
評価損益等計				
当期経常増減額	0	0	0	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
(2) 経常外費用				
当期経常外増減額				
他会計振替額				
当期一般正味財産増減額	0	0	0	

(注) 短期借入金限度額 20,000,000円

収支予算書内訳表(1/4)

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	公 益 目 的 事 業 会 計							収 益 事 業 等 会 計				法人会計	合 計	
	公1	公2	公3	公4	公5	共 通	小 計	収1	他1	共 通	小 計			
	調査事業	キャンペーン事業	助成事業	研修・セミナー事業	表彰・コンクール事業			収益事業	会員活動 助成等事業					
I 一般正味財産増減の部														
1. 経常増減の部														
(1) 経常収益														
受取会費						36,175,000	36,175,000						36,175,000	72,350,000
一 種正会員						12,840,000	12,840,000						12,840,000	25,680,000
二 種正会員						6,260,000	6,260,000						6,260,000	12,520,000
三 種正会員						17,075,000	17,075,000						17,075,000	34,150,000
事業収益	42,770,000	680,000		22,580,000	29,500,000		95,530,000	18,250,000			18,250,000		113,780,000	
調査事業	42,770,000						42,770,000						42,770,000	
キャンペーン事業		680,000					680,000						680,000	
助成事業							0						0	
研修・セミナー事業				22,580,000			22,580,000						22,580,000	
表彰・コンクール事業					29,500,000		29,500,000						29,500,000	
収益事業								18,250,000			18,250,000		18,250,000	
受取負担金		6,720,000			2,000,000		8,720,000						8,720,000	
受取寄附金					19,000,000	1,250,000	20,250,000					0	20,250,000	
雑収益													0	
受取利息収入													0	
その他収入													0	
経常収益計	42,770,000	7,400,000		22,580,000	50,500,000	37,425,000	160,675,000	18,250,000			18,250,000		36,175,000	215,100,000

収支予算書内訳表(2/4)

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	公 益 目 的 事 業 会 計							収 益 事 業 等 会 計				法人会計	合 計	
	公1	公2	公3	公4	公5	共 通	小 計	収1	他1	共 通	小 計			
	調査事業	キャンペーン事業	助成事業	研修・セミナー事業	表彰・コンクール事業			収益事業	会員活動 助成等事業					
(2)経常費用														
事業費	53,540,840	10,381,242		44,450,594	52,432,142	0	100,804,818	17,784,298	11,680,764		29,445,062		180,249,880	
役員報酬	5,213,220	749,220		5,727,600	6,405,060		18,095,100	555,300	546,450		1,101,750		19,196,850	
給料手当	11,749,695	850,565		18,021,625	6,180,435		36,802,320	2,063,495	2,150,515		4,214,010		41,016,330	
退職給付費用	778,880	106,430		1,014,600	762,630		2,662,540	179,250	71,990		251,240		2,913,780	
福利厚生費	158,350	9,550		145,250	93,750		406,900	20,250	7,050		27,300		434,200	
通勤手当	531,283	63,101		961,719	250,907		1,807,010	154,503	35,183		189,686		1,996,696	
旅費交通費	638,350	9,550		275,250	6,103,750		7,026,900	20,250	2,207,050		2,227,300		9,254,200	
通信運搬費	4,656,700	29,100		730,500	3,317,500		8,733,800	760,500	14,100		774,600		9,508,400	
減価償却費	0	0		0	0		0	0	0		0		0	
消耗品費	774,245	44,885		682,675	840,625		2,342,430	95,175	33,135		128,310		2,470,740	
印刷製本費	15,726,740	2,722,020		2,409,100	2,412,500		23,270,360	12,699,100	3,631,020		16,330,120		39,600,480	
賃借料	4,497,140	271,220		4,125,100	2,662,500		11,555,960	575,100	200,220		775,320		12,331,280	
速記代	0	0		0	300,000		300,000	0	0		0		300,000	
社会保険料負担金	2,603,962	247,316		3,646,350	1,420,540		7,918,168	417,690	149,246		566,936		8,485,104	
会場費	250,000	0		1,780,000	1,200,000		3,230,000	0	150,000		150,000		3,380,000	
諸謝金	2,560,000	0		240,000	2,460,000		5,260,000	0	600,000		600,000		5,860,000	
委託費	1,020,000	2,700,000		2,690,000	9,800,000		16,210,000	0	0		0		16,210,000	
租税公課	1,899,740	98,230		1,475,800	1,025,070		4,498,840	201,160			201,160		4,700,000	
支払負担金	0	450,000		0	100,000		550,000	0	400,000		400,000		950,000	
支払助成金	0	2,000,000		0	0		2,000,000	0	1,450,000		1,450,000		3,450,000	
褒賞	0	0		0	6,300,000		6,300,000	0	0		0		6,300,000	
諸費	482,535	30,055		525,025	796,875		1,834,490	42,525	14,805		57,330		1,891,820	

収支予算書内訳表(3/4)

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	公 益 目 的 事 業 会 計							収 益 事 業 等 会 計				法人会計	合 計
	公1	公2	公3	公4	公5	共 通	小 計	収1	他1	共 通	小 計		
	調査事業	キャンペーン事業	助成事業	研修・セミナー事業	表彰・コンクール事業			収益事業	会員活動 助成等事業				
管 理 費												24,850,120	24,850,120
役員報酬												4,143,150	4,143,150
給料手当												5,773,670	5,773,670
退職給付費用												586,220	586,220
福利厚生費												65,800	65,800
通勤手当												303,304	303,304
旅費交通費												65,800	65,800
通信運搬費												131,600	131,600
減価償却費												0	0
消耗品費												309,260	309,260
印刷製本費												289,520	289,520
賃借料												1,868,720	1,868,720
社会保険料負担金												1,474,896	1,474,896
諸謝金												240,000	240,000
会員管理費												5,800,000	5,800,000
交際費												60,000	60,000
総会・理事会費												3,600,000	3,600,000
諸費												138,180	138,180
經常費用計	53,540,840	10,381,242		44,450,594	52,432,142	0	180,804,818	17,784,298	11,860,784		29,445,082	24,850,120	215,100,000

収支予算書内訳表(4/4)

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	公 益 目 的 事 業 会 計							収 益 事 業 等 会 計				法人会計	合 計
	公1	公2	公3	公4	公5	共 通	小 計	収1	他1	共 通	小 計		
	調査事業	キャンペーン事業	助成事業	研修・セミナー事業	表彰・コンクール事業			収益事業	会員活動 助成等事業				
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 10,770,840	△ 2,981,242		△ 21,870,594	△ 1,932,142	37,425,000	△ 129,818	465,702	△ 11,660,764		△ 11,195,062	11,324,880	0
基本財産評価損益													
特定資産評価損益額													
投資有価証券評価損益等													
評価損益等計													
当期経常増減額	△ 10,770,840	△ 2,981,242		△ 21,870,594	△ 1,932,142	37,425,000	△ 129,818	465,702	△ 11,660,764		△ 11,195,062	11,324,880	0
2. 経常外増減の部													
(1) 経常外収益													
(2) 経常外費用													
当期経常外増減額													
他会計振替額								0			0		0
当期一般正味財産増減額	△ 10,770,840	△ 2,981,242		△ 21,870,594	△ 1,932,142	37,425,000	△ 129,818	465,702	△ 11,660,764		△ 11,195,062	11,324,880	0

(注) 短期借入金限度額 20,000,000円

・令和6年度 資金調達及び設備投資の見込みの報告の件

資金調達及び設備投資の見込みについては、該当ありません。

(4) 議案第2号 理事及び監事の選任について決議を求める件

理事・監事候補者名簿(案)

(令和6年6月4日)

区分	常勤・非常勤の別	氏名	役職	新任	再任
理事	非常勤	淺 枝 隆	埼玉大学 名誉教授		○
〃	非常勤	岡 本 正 男	一般社団法人 全国治水砂防協会 副会長		○
〃	非常勤	楓 千 里	國學院大學 観光まちづくり学部 教授		○
〃	非常勤	神 達 岳 志	茨城県 常総市長		○
〃	非常勤	甲 村 謙 友	前 一般財団法人 国土技術研究センター 理事長		○
〃	非常勤	小 島 茂	埼玉県県土整備部 副部長	○	
〃	非常勤	酒 井 公 生	新潟県土木部 河川管理課長		○
〃	非常勤	佐 藤 年 緒	環境・科学ジャーナリスト		○
〃	非常勤	下 市 幸 平	愛知県建設局 河川課長	○	
〃	非常勤	水 頭 顕 治	広島県土木建築局 河川課長	○	
〃	非常勤	杉 浦 未 希 子	上智大学グローバル教育センター/ グローバル・スタディーズ研究科 教授	○	
〃	非常勤	鈴 木 善 友	宮城県土木部 河川課長	○	
〃	非常勤	清 治 真 人	株式会社 東京建設コンサルタント 相談役		○
〃	非常勤	曾小川 久 貴	公益社団法人 日本下水道協会 顧問		○
〃	非常勤	高 橋 健 文	元 公益財団法人 建設業適正取引推進機構 理事長		○
〃	非常勤	田 代 民 治	鹿島建設株式会社 顧問		○
〃	非常勤	中 村 太 士	北海道大学 名誉教授		○
〃	非常勤	三 井 元 子	特定非常勤営利活動法人 あらかわ学会副理事長・事務局長		○
〃	非常勤	村 田 和 夫	株式会社 建設技術研究所 相談役		○
〃	非常勤	矢 野 克 己	大阪府都市整備部河川室 河川整備課長	○	
〃	非常勤	山 田 正	中央大学研究開発機構 機構教授		○
〃	常 勤	高 村 裕 平	公益社団法人 日本河川協会	○	
〃	常 勤	志 賀 文 夫	公益社団法人 日本河川協会		○
監 事	非常勤	津 野 三 夫	税理士		○
〃	非常勤	望 月 常 好	前 一般財団法人 経済調査会理事長		○

<参考>

公益社団法人 日本河川協会 定款

沿革

創立

昭和 15 年 11 月 16 日

社団法人許可

昭和 27 年 3 月 18 日

改正

昭和 27 年 4 月

昭和 28 年 6 月

昭和 38 年 4 月

昭和 48 年 7 月

昭和 59 年 7 月

昭和 61 年 8 月

平成 2 年 6 月

平成 9 年 12 月

平成 13 年 1 月

平成 15 年 6 月

平成 16 年 8 月

公益社団法人移行

平成 23 年 4 月 1 日

改正

令和 元年 5 月 31 日

任期満了で退任する役員のうち、非再任の役員名簿

(令和 6 年 6 月 4 日)

役職名	氏 名	役 職
常任理事	吉 澤 隆	前 埼玉県県土整備部 副部長
理 事	今 井 清 人	前 福岡県県土整備部 河川管理課長
”	吉 良 美知宏	前 愛媛県土木部 河川港湾局長
”	七 戸 克 彦	九州大学大学院法学研究院 教授
”	西 村 薫	前 愛知県建設局 河川課長
”	長谷川 清 人	前 宮城県土木部 河川課長
専務理事	黒 川 純一良	公益社団法人 日本河川協会 専務理事

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人日本河川協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本協会は、社員総会の決議を経て、従たる事務所（以下「支部」という。）を必要な地に置くことができる。

- 3 支部の組織その他に関しては、理事会の決議を経て別に定める規則に基づき、当該支部が定めるものとする。

(目的)

第3条 本協会は、国民にとって安全かつ快適で自然豊かな河川のあり方を探求し、河川に関する情報の交流と知識の普及に努めるとともに、河川整備及び関連諸活動を支援することにより河川文化の発展に寄与し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事業を行う。

- (1) 河川に係わる個人、法人、団体、学会、行政等相互間の意見交換及び交流の場の運営
 - (2) 河川に関する情報の提供及び知識の普及
 - (3) 行政及び関係団体等への提言
 - (4) 安全かつ快適で自然豊かな河川を実現するために必要な調査・研究
 - (5) 前号に掲げる河川を実現するために必要な河川整備及び河川愛護・水防等関連諸活動への支援・助成
 - (6) 河川に関する受託調査・研究
 - (7) 河川に関するセミナー、シンポジウム、研修等の開催
 - (8) 河川に関する図書その他の印刷物の刊行
 - (9) 河川に関する表彰、コンクールの実施及び支援
 - (10) 国際会議、学会、協会その他本協会の目的に適合する団体への参加・協力
 - (11) その他本協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第2章 会員

(種別)

第5条 本協会の会員は、正会員及び特別会員の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員は、本協会の目的に賛同して入会した者で、次に掲げるものとする。
 - イ 一種正会員 地方公共団体及び地方公共団体で構成される団体
 - ロ 二種正会員 個人
 - ハ 三種正会員 法人及び団体
- (2) 特別会員は、本協会に功労のあった者又は学識経験者で、社員総会において推薦された者とする。

(入会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、理事会の決議を経て、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

- 2 入会は、社員総会が別に定める基準により、理事会においてその承認の可否を決定し、会長が申込者に通知するものとする。
- 3 一種正会員及び三種正会員にあっては、団体等の代表者として本協会に対してその権利を行使する者(1名に限る。以下「指定代表者」という。)を定め、会長に届け出なければならない。
- 4 指定代表者を変更した場合は、速やかに、理事会の決議を経て会長が別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人及び団体が消滅したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第9条 正会員は、理事会の決議を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議に基づき、当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会の決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき。
 - (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) 会員としての重要な義務を履行しないとき。
 - (4) その他正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名したときは、会長は、当該会員に対して、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定により資格を喪失したときは、本協会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第12条 本協会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(議決権の数)

第14条 正会員の議決権は、一種正会員、二種正会員、三種正会員にかかわらず、社員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

- 2 臨時社員総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員から、会長に対し、

社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、社員総会の招集の請求があったとき。

- (3) 前号の規定による請求をした正会員が、裁判所の許可を得て、社員総会を招集したとき。

(招集)

第17条 社員総会は、前条第2項第3号の規定により正会員が招集する場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事が招集する。

- 2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に社員総会を招集しなければならない。
- 3 会長（前条第2項第3号の規定により正会員が招集する場合には、当該正会員）は、社員総会の日の14日前までに、正会員に対して、社員総会の日時、場所、目的事項及び法令で定める事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事がこれにあたる。

(定足数)

第19条 社員総会は、総正会員の議決権総数の過半数の議決権を有する正会員の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席正会員の議決権総数の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第21条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を本協会に提出しなければならない。

- 2 前項の代理権の授与は、社員総会ごとに提出しなければならない。

(書面による議決権の行使)

第22条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使できる。この場合においては、正会員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、社員総会の日時の直前の業務時間の終了時まで当該記載した議決権行使書面を本協会に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名及び押印をしなければならない。

第4章 役員等

(種類及び定数)

第24条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上30名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、1名以上3名以内を副会長、1名を専務理事、1名

を常務理事とし、6名以上15名以内を常任理事とすることができる。

- 3 前項の会長及び副会長をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、専務理事、常務理事及び第26条第7項の業務を分担執行する理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事は正会員（一種正会員及び三種正会員にあっては指定代表者）の中から選任するものとする。ただし、理事のうち10名は正会員以外の者から選任することができる。
- 3 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 7 理事及び監事に異動があったときは、2週間以内にその主たる所在地において変更の登記をし、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 会長は、本協会を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、本協会を代表し、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ定めた順序に従い、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐して本協会の業務を執行する。

4 常務理事は、会長及び副会長を補佐して本協会の業務を分担執行する。

5 常任理事は、常任理事会を組織し、第36条第2項に定める職務を行う。

6 理事は、理事会を構成し、第36条第1項に定める職務を行う。

7 理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事以外の理事の中から、本協会の業務を分担執行する理事を選定することができる。

8 会長、副会長、専務理事、常務理事及び前項の業務を分担執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規定による。

9 会長、副会長、専務理事、常務理事及び第7項の業務を分担執行する理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、次の各号に掲げる職務を行い、かつ、監査報告を作成しなければならない。

- (1) 本協会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (2) 理事の職務執行状況を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正な行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に対し、理事会の招集を請求すること。
- (6) 前号の請求の日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集すること。
- (7) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると

認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。

- (8) 理事が本協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対して、その行為をやめることを請求すること。
- (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

- 第 28 条** 役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残余期間とする。
 - 3 役員は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

- 第 29 条** 役員は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議によらなければならない。

(報酬等)

- 第 30 条** 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支払うことができる。その支給基準については、社員総会の決議を経て別に定める。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。その場合の支給基準については、社員総会の決議を経て別に定める。

(競業及び利益相反取引の制限)

- 第 31 条** 理事は、次の各号に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- (1) 理事が自己または第三者のために本協会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
 - (2) 理事が自己または第三者のために本協会と取引をしようとするとき。
 - (3) 本協会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において、本協会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- 2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員の損害賠償責任)

- 第 32 条** 本協会は、一般社団・財団法人法第 113 条第 1 項の規定により、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議をもって、役員の同法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、賠償責任額から同法第 113 条第 1 項第 2 号に掲げる額（以下「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 本協会は、一般社団・財団法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事会の決議によって、役員の同法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、賠償責任額から最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
 - 3 本協会は、一般社団・財団法人法第 115 条第 1 項の規定により、外部役員との間に、同法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、一般社団・財団法人法第 113 条第 1 項で定める最低責任限度額とする。

(名誉会長)

第 33 条 本協会は、名誉会長の称号を授与することができる。

- 2 名誉会長は、本協会に特に功労があった者の中から、理事会において任期を定めた上で推薦し社員総会において決定する。

(参与)

第 34 条 本協会に、参与を置くことができる。

- 2 参与は、会長が委嘱する。
- 3 参与は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。
- 4 参与には第 28 条第 1 項及び第 30 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「参与」と読み替えるものとする。

第 5 章 理事会及び常任理事会

(構成)

第 35 条 本協会に、理事会及び常任理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 常任理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事をもって構成する。

(権限)

第 36 条 理事会は、法令及びこの定款で別に定めるもののほか、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 社員総会の招集に関する事項
- (2) 本協会の業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長、副会長、専務理事、常務理事、常任理事及び第 26 条第 7 項の業

務を分担執行する理事の選定及び解職

- 2 常任理事会は、会員の入会の可否及び理事会の決議により委任されたその他の事項を審議する。
- 3 前項の規定により常任理事会が審議した事項は、理事会に報告し、その承認を受けなければならない。
- 4 理事会は、次の各号に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を常任理事会及び各理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 本協会の業務の適性を確保するための体制の整備
 - (6) 第 32 条第 2 項の規定に基づく役員の実任の免除

(種類及び開催)

第 37 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めるとき。
 - (2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 14 日以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第 27 条第 5 号の規定により、監事から会長に対し、理事会の招集の請求があったとき、又は同条第 6 号の規定により監事が理事会を招集したとき。

4 常任理事会は、会長が必要と認めるときに開催する。

(招集)

第 38 条 理事会及び常任理事会は、前条第 3 項第 3 号の規定により理事が招集する場合及び第 4 号後段の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事が招集する。

2 会長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号の規定による請求があったときは、その請求があった日から 14 日以内の日に理事会を招集しなければならない。

3 理事会及び常任理事会を招集する者は、各理事及び各監事に対して、理事会の日時、場所並びに目的事項等を記載した書面をもって、理事会及び常任理事会の日の 7 日前までに通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、理事会があらかじめ定めた方法により通知することができる。

(議長)

第 39 条 理事会及び常任理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事又は常任理事がこれにあたる。

(定足数)

第 40 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 常任理事会は、常任理事会を構成する理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 41 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもつ

て決する。

2 常任理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(理事会及び常任理事会の決議の省略)

第 42 条 前条の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会又は常任理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 43 条 理事会及び常任理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、理事会においては理事会に出席した代表理事及び監事が、常任理事会においては常任理事会に出席した代表理事及びその会議において選任された議事録署名人が、署名及び押印をしなければならない。

第 6 章 財産及び計算

(財産の構成)

第 44 条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(財産の維持管理、処分及び運用)

第45条 財産の維持管理、処分及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議を経て別に定める財産管理運用規定によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第46条 会長は、毎事業年度開始日の前日までに、事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を得て、直近の社員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 会長は、前項の規定による事業計画書及び収支予算書を、毎事業年度開始日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第47条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長は、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号についてはその内容を報告し、第3号から第6号については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の計算書類等並びに財産目録については、毎事業年度の経過後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 本協会は、第1項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告しなければならない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第48条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議をもって、これを決する。

2 本協会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議をもって、これを決する。

(会計の原則)

第49条 本協会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従う。

(事業年度)

第50条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第51条 本協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開する。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第52条 本協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告方法)

第 53 条 本協会の公告は、電子公告により行う。

第 8 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 54 条 この定款は、第 57 条に規定する公益目的取得財産残額の贈与を除き、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議をもって、これを変更することができる。

2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第 55 条 本協会は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議をもって、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 56 条 本協会は、一般社団・財団法人法第 148 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号から第 7 号までに規定する事由により解散するほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議をもって、解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 57 条 本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、本協会と類似の目的を有する他の公益法人若しくは同法第 5 条第 17 号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 58 条 本協会が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会において、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議をもって、本協会と類似の目的を有する他の公益法人若しくは公益法人認定法第 5 条第 17 号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第 9 章 事務局

(事務局)

第 59 条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を経て会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(帳簿及び書類の備置き)

第 60 条 本協会の主たる事務所には、常に次の各号に掲げる帳簿及び書類を備え置

かなければならない。なお、当該帳簿及び書類は、法令の定めに従い保存しなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 役員名簿
 - (3) 会員名簿
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 事業計画書
 - (6) 収支予算書
 - (7) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
 - (8) 社員総会、理事会及び常任理事会の議事録
 - (9) 事業報告書
 - (10) 収支計算書
 - (11) 貸借対照表
 - (12) 財産目録
 - (13) 正味財産増減計算書
 - (14) 附属明細書
 - (15) 監査報告書
 - (16) 役員報酬等の支給基準
 - (17) その他必要な帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、第51条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第10章 補則

(委任)

第61条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、社員総会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の登記を行ったときは、第50条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本協会の設立の登記日現在の理事及び監事並びに常任理事は次に掲げる者とする。

理 事	青山 俊樹、安中 徳二、石井 弓夫、泉谷 伸夫、 庵原 宏義、岡本 正男、久住 時男、近藤 隆之、 小室 広佐子、佐藤 年緒、七戸 克彦、杉山 恵一、 高橋 健文、高橋 万里子、野澤 英之助、別府 征二郎、 福井 淳太、藤吉 洋一郎、松田 芳夫、虫明 功臣、 村田 曄昭、山岸 哲、横枕 篤、靈山 智彦、 望月 常好、住吉 豊明
監 事	和里田 義雄、津野 三夫
常任理事	青山 俊樹、安中 徳二、石井 弓夫、岡本 正男、 村田 曄昭、山岸 哲
- 4 本協会の最初の会長を虫明功臣、副会長を松田芳夫及び高橋健文とし、以上の3名を代表理事とする。また、専務理事を望月常好、常務理事を住吉豊明とし、以上の2名を業務執行理事とする。

附 則 (令和元年5月31日)

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、令和元年5月31日から施行する。